

今後の環境省主管税制改正要望事項(見込み)

資料4

平成32年(2020年)3月31日で適用期限が切れる措置

◆ 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金【所得税、法人税】

特定廃棄物処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金又は必要経費に導入できるようにするもの。(減収見込み額:200百万円。※平成30年度税制改正要望時点。)

◆ 公害防止用設備(廃棄物処理施設)に係る特例措置【固定資産税】

公害防止用設備に係る、ごみ処理施設や一般廃棄物最終処分場、PCB廃棄物等処理施設、石綿有産業廃棄物等処理施設といった廃棄物処理施設のうち、条件を満たすものについては、固定資産税の課税標準となるべき価格に特例率をかけたものとするもの。(減収見込み額:740百万円。※平成30年度税制改正要望時点。)

平成33年(2021年)3月31日で適用期限が切れる措置

◆ 車体課税のグリーン化【自動車重量税、自動車税、軽自動車税、環境性能割】

地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、エコカー減税対象車の重点化を検討する等、車体課税の一層のグリーン化を推進するもの。

◆ 被災車体課税のグリーン化【自動車重量税、自動車税、軽自動車税、環境性能割】

東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間(平成23年3月11日から車検期間満了日まで)に相当する自動車重量税を還付する特例措置について、適用期限を2年間延長するもの。(減収見込み額:1百万円。※平成31年度税制改正要望時点。)

◆ 軽油引取税の課税免除の特例【軽油引取税】

廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機会の動力源に係る軽油引取税を免除するもの。(減収見込み額:486百万円。※平成30年度税制改正要望時点。)